

正 誤 表

「平成 21 年度版 法人税申告書の仕組みと作成実務」(平成 21 年 10 月 20 日発行)  
 中、申告書記載例で使用した様式に誤りがありました。お詫びして下記の通り  
 訂正させていただきます。 税務研究会出版局

269 ページ 別表六(六)

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	21.4.1 22.3.31	法人名	(株) 甲産業	別表六(六)
試験研究費の額	1	14,524,000	円	特別試験研究費の税額控除	17	
平均売上金額	2	159,210,750	円	法人税額超過構成額	18	
試験研究費割合	3	0.091		当期分の特別控除額	19	
試験研究費に係る税額控除割合	4	0.1		差引当期税額基準額残額	20	
試験研究費に係る税額控除割合	5	0.098		繰越税額控除限度超過額	21	
税額控除限度額	6	1,423,352	円	平成21年度分繰越税額控除限度超過額	22	
当期の所得に対する法人税の額	7	9,280,000	円	平成22年度分繰越税額控除限度超過額	23	
当期税額基準額	8	2,784,000	円	計	24	
当期税額控除可能額	9	1,423,352	円	同上のうち当期繰越税額控除可能額	25	
法人税額超過構成額	10		円	(19)と(23)のうち少ない金額	26	
当期分の特別控除額	11	1,423,352	円	(別表六(六)付表1の①)≦(別表六(六)付表1の②)の場合は0	27	1,423,352
特別試験研究費の額	12		円	法人税額の特別控除額	28	
特別試験研究費に係る税額控除割合	13		円	特別試験研究等の内容	29	
特別研究税額控除限度額	14		円	特別試験研究費の額	30	
当期税額基準額残額	15		円			
当期税額控除可能額	16		円	計		

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	21.4.1 22.3.31	法人名	(株) 甲産業	別表六(八)
試験研究費の額	1	14,524,000	円	平均売上金額	9	159,210,750
当期の所得に対する法人税の額	2	9,280,000	円	平均売上金額の10%相当額	10	15,921,075
比較試験研究費の額	3	10,755,000	円	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額	11	0
試験研究費の増加額	4	3,769,000	円	試験研究費割合	12	
試験研究費の増加額に係る税額控除限度額	5	188,450	円	超過税額控除割合	13	
当期税額基準額	6	928,000	円	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額	14	
当期税額控除可能額	7	188,450	円	当期税額基準額	15	928,000
特別試験研究費の額	8		円	当期税額控除可能額	16	
特別試験研究費に係る税額控除割合	9		円	当期税額控除可能額	17	188,450
特別研究税額控除限度額	10		円	法人税額超過構成額	18	
当期税額基準額残額	11		円	法人税額の特別控除額	19	188,450
当期税額控除可能額	12		円			

【御注意】平成 21 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度については、平成 21 年 6 月改正前の法人税法施行規則別表六(六)（旧別表六(六)）を御使用ください。

【御注意】平成 21 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度については、平成 21 年 6 月改正前の法人税法施行規則別表六(八)（旧別表六(八)）を御使用ください。

別表六(八) 平成 21 年 4 月 1 日以後開始事業年度分

事業基礎強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	21.4.1 22.3.31	法人名	(株)甲産業
御注意	措法第42条の7第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号
御注意	事業種目	2			
御注意	資産の種類	3			
御注意	設備の名称	4			
御注意	取得年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .
御注意	事業の用に供した年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .
御注意	取得価額又は製作価額	7	円	円	円
御注意	法人税法上の圧縮記録による積立金計上額	8			
御注意	差引改定取得価額((7)-(8))又は((7)-(8))× $\frac{25}{100}$	9			
法人税額の特別控除額の計算					
御注意	当期の所得に対する法人税の額(別表(一)②、別表(二)②又は別表(三)②)	10	5,620,800 <sup>円</sup>	労務費の額	22 1,180,300,000 <sup>円</sup>
御注意	当期税額基準額 $(10) \times \frac{20}{100}$	11	1,124,160	教育訓練費の額	23 3,250,000
御注意	取得価額の合計額(9の合計)	12		教育訓練費割合 $\frac{(23)}{(22)}$	24 0.00275
御注意	税額控除限度額 $(12) \times \frac{7}{100}$	13		教育訓練費に係る税額控除限度額 $0.25\% \leq (24)$ の場合	25 0.12
御注意	当期税額控除可能額((11)と(13)のうち少ない金額)	14		教育訓練費に係る税額控除限度額 $0.15\% \leq (24) < 0.25\%$ の場合 $((24) - 0.15\%) \times 40 + \frac{8}{100}$	26
御注意	法人税額超過構成額(別表六(二十四)「41の②」)	15		教育訓練費に係る税額控除限度額 $(23) \times (25)$ 又は $(23) \times (26)$	27 390,000 <sup>円</sup>
御注意	当期分の特別控除額(14)-(15)	16		差引当期税額基準額残額 $(11) - (14) - (15)$	28 1,124,160
御注意	差引当期税額基準額残額(11)-(14)	17		当期税額控除可能額((27)と(28)のうち少ない金額)	29 390,000
御注意	繰越税額控除限度超過額(33の計)	18		法人税額超過構成額(別表六(二十四)「42の②」)	30
御注意	同上のうち当期繰越税額控除可能額((17)と(18)のうち少ない金額)	19		当期分の特別控除額(29)-(30)	31 390,000
御注意	法人税額超過構成額(別表六(二十四)「40の②」)	20		法人税額の特別控除額 $(16) + (21) + (31)$	32 390,000
御注意	当期繰越税額控除額(19)-(20)	21			
翌期繰越税額控除限度超過額の計算					
御注意	事業年度又は連結事業年度前期繰越税額又は当期税額控除限度額	33	円	翌期繰越税額 $(33) - (34)$	35
御注意	当期控除可能額等	34	円		
御注意	計	(19)			
御注意	当期分	(13)			
御注意	合計				
設備の概要					

別表六(十四) 平二十一・四・一以後開始事業年度分

御注意 平成21年3月31日以前に開始する事業年度については、平成21年6月改正前の法人税法施行規則別表六(十四)(旧別表六(十四))を御使用ください。

中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	21.4.1 22.3.31	法人名	富士産業(株)
御注意	試験研究費の額	1	7,204,170 <sup>円</sup>	繰越税額控除の計算に関する明細	
御注意	中小企業者等税額控除限度額 $(1) \times \frac{12}{100}$	2	864,500	当期事業年度	前事業年度又は前連結事業年度
御注意	当期の所得に対する法人税の額(別表(一)「2」、別表(二)「2」又は別表(三)「2」)	3	19,688,100	①	②
御注意	当期税額基準額 $(3) \times \frac{20}{100}$	4	5,906,430	試験研究費の額	17
御注意	当期税額控除可能額((2)と(4)のうち少ない金額)	5	864,500	当期事業年度の月数	18
御注意	法人税額超過構成額(別表六(二十四)「28の②」)	6		前事業年度の月数又は前連結事業年度の月数	19
御注意	当期分の特別控除額(5)-(6)	7	864,500	改定試験研究費の額 $(17) \times (18)$	19
御注意	差引当期税額基準額残額 $((4)又は(3) \times \frac{30}{100}) - (5)$	8		繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算	
御注意	繰越中小企業者等税額控除限度超過額(28の計)	9		事業年度又は連結事業年度	前期繰越税額又は当期税額控除限度額
御注意	平成21年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額(23の計)	10		平 . . .	当期控除可能額
御注意	平成22年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額(26の計)	11		平 . . .	翌期繰越税額 $(20) - (21)$
御注意	計 $(9) + (10) + (11)$	12		平 . . .	外
御注意	同上のうち当期繰越税額控除可能額((8)と(12)のうち少ない金額)	13		計	
御注意	法人税額超過構成額(別表六(二十四)「27の②」)	14		当期分	(2)
御注意	当期繰越税額控除額 $(13) - (14)$	15		合計	(5)
御注意	法人税額の特別控除額 $(7) + (15)$	16	864,500	平成22年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算	
御注意				事業年度又は連結事業年度	前期繰越税額又は当期税額控除限度額
御注意				平 . . .	当期控除可能額
御注意				平 . . .	翌期繰越税額 $(20) - (21)$
御注意				平 . . .	外
御注意				計	
御注意				当期分	(2)
御注意				合計	(5)

別表六(七) 平二十一・四・一以後開始事業年度分

御注意 1 資本金の額又は出資の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください。 2 大きい(裏面の)「中小企業者等の判定」欄に記載して判定してください。 平成21年3月31日以前に開始する事業年度については、平成21年6月改正前の法人税法施行規則別表六(七)(旧別表六(七))を御使用ください。